

# ワイズリーダーシップ開発委員会規則

(名称)

第 1 条 本委員会は、ワイズリーダーシップ開発委員会と称する。

(目的)

第 2 条 本委員会は、ワイズ運動の理解を通して、会員自らのリーダーシップをたかめ、自己研鑽や地域社会に貢献できるよう、会員相互のリーダーシップ開発を目的とする。

2. 前項の目的を達成するために次の事業を推進する。

- ① 研修事業にかかる支援
- ② リーダーシップ開発に役立つ、会員からの資料の収集
- ③ ワイズダム発展に資する研究への支援
- ④ 理事より付託された事項の取り組み

(位置)

第 3 条 本委員会は、定款施行細則第 15 条第 1 項に基づき常置委員会として設けられる。

(構成)

第 4 条 本委員会は、理事によって任命された委員長および、委員長が推薦し理事が任命した数名の委員で構成される。

2. 本委員会は理事の承認を経て小委員会を設置することができる。

(任期)

第 5 条 委員の任期は 1 年とする。ただし、委員長については連続して 4 期、委員については連続して 6 期までの再任を妨げない。

2. 期途中で選任される委員の任期は、選任当該年度末までとする。

(付則)

第 6 条 この規則に定めのない事項は、常任役員会において協議され、理事の承認を得て行うものとする。

2. この規則は、区役員会の承認を経ることにより改正することができる。

2003年6月14日 制定	2003年7月1日 施行	2004年4月4日 改正	2004年4月5日 施行
2005年11月28日 改正	2005年11月28日 施行	2016年4月9日 改正	2016年7月1日 施行